

## 公立大学法人山形県立保健医療大学における反社会的勢力に対する基本方針

令和2年3月17制定

公立大学法人山形県立保健医療大学は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を明確にするため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）は、法人の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。
- 2 法人は、反社会的勢力からの不当要求に対し、学生、職員及び役員の安全を最優先し、組織的に対応します。
- 3 法人は、反社会的勢力による不当要求が、法人の事業活動上の不祥事や、学生、職員及び役員の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための取引や資金提供は、絶対に行いません。
- 4 法人は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。
- 5 法人は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的措置を講ずるなど断固たる態度で対応します。